

2025年6月3日

各位

株式会社 みなと銀行

日本政策金融公庫との「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

りそなグループのみなと銀行(社長 持丸 秀樹)は、日本政策金融公庫の兵庫県内6支店(神戸支店、神戸東支店、明石支店、姫路支店、尼崎支店、豊岡支店)と本日、危機事象発生時において県内事業者に対して円滑な金融サービスの提供を継続し、地域経済の復興・発展を図ることを目的に「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しました。

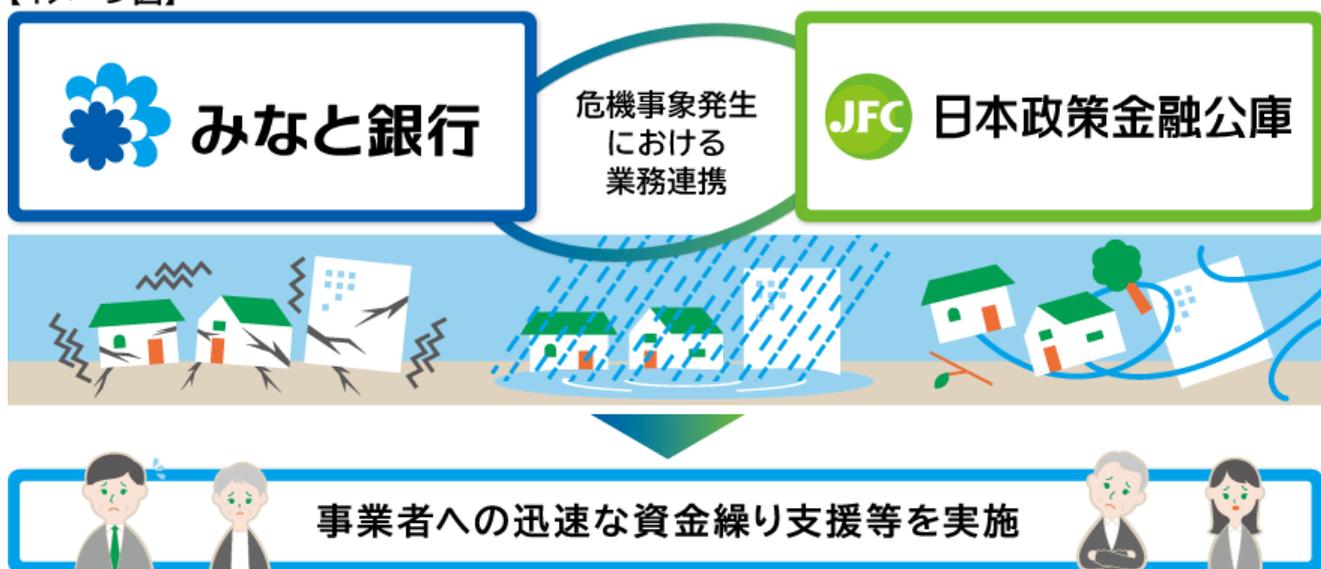
▶ 双方の強みを活かした相互支援体制により、早期の事業者支援・災害復旧に貢献します

頻発・激甚化している自然災害の発生やサイバー攻撃等によりBCP対策の重要性が高まっています。本業務連携によりみなと銀行は、危機発生時においても、県内事業者へ、より切れ目のない金融サービスを提供できる体制を整備します。具体的には、双方が持つ金融支援機能を最大限発揮し、事業者への迅速な資金繰り支援や被災情報の共有等を行い、早い段階での事業者支援・災害復旧に寄与します。

【業務連携の概要】

目的	危機事象発生時において、県内事業者へ、より切れ目のない金融サービスを提供できる体制を整備し、早期の事業者支援・災害復旧に貢献する
連携事項	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援 ・コンサルティング機能の発揮および必要な情報提供、並びに双方向の事業者等の紹介 ・地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施 ・その他危機事象発生時に必要となる連携

【イメージ図】



以上